

網走保健所管内における自殺未遂者対策

現状と課題

網走保健所管内における自殺未遂者は、救急搬送者では年間10～20数名(自傷行為含む)、支援者が把握している数では未遂事例30数名、自傷行為事例は20数名います。傾向としては、多量服薬やリストカットが手段として多く、海に面した地域であるため入水という事例も散見されます。年齢層によっても傾向がみられ、若年層では自傷行為を繰り返す事例が多く、壮年層ではうつ病などを背景に行為に至り、高齢層では癌などの告知や身体の悪化から孤立感が増し行為に至るという現状にあります。そのほか、若年層や壮年層では精神科通院歴がある人が多く、高齢層では精神科通院歴がない人が多いという傾向もみられています。

自殺未遂者は複雑で複数の課題を抱えていることが多く、一支援機関での対応には限界があり、支援者の心的負担も多いことから、関係する機関が緊密に連携を図りながら支援できる体制が望まれることから、網走保健所管内自殺予防対策連絡会議では、地域の支援体制を構築するとともに、次の対策をすすめることといたしました。

主な取り組み

- 1 自殺未遂者が発見された場合は、必要な医療へ繋ぐとともに、その情報を保健所へ集約します。
- 2 自殺未遂者及び家族に対しては、速やかに保健所が面接を行い、また市町の協力の下にサポートの現状などを調査するとともに、自殺に至る背景を探ります。
- 3 保健所は支援チーム会議を招集し、調査結果に基づく支援方針を検討するとともに、関係機関による支援を実施し、再企図を防ぎます。
- 4 自殺に対する偏見を無くし、地域での見守り体制を構築するため、一般住民等に対する研修(又は講演会)を開催します。
- 5 自殺未遂者に対する適切な対応を図るため、地域の支援者や救急医療に対応する看護職などの医療関係者を対象とした研修を行います。

自殺未遂者情報の共有と地域における見守り

